年末の交通安全県民運動

12月13日(水)~22日(金)

スローガン をあなた 市民みんなで 取り組もう

交通安全

運動の重点事項

- ・飲酒運転の根絶
- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

問い合わせ先

市役所本庁舎協働推進課 **(**0857) 20-3182

●飲酒運転は絶対しない!させない!

飲酒運転による交通事故が全国的な社会問題 となっています。これからの時期は飲酒の機会 が多くなりますが、一人ひとりが交通安全の意 識を持ち、飲酒運転の根絶をめざしましょう。

■飲酒運転は運転者だけの責任ではありません。

飲酒運転と知りながら、車を運転してもらった り、お酒を勧めたりするのは禁止されています。「飲 んだら乗るな。乗るなら飲むな、飲ませるな」を 実行しましょう。

■もう大丈夫。本当に大丈夫?

飲酒後の体内アルコールの分解速度は、飲酒量・ 時間・体格・体調によって異なります。「飲酒後何 時間経てば大丈夫」という目安はありません。ま た二日酔いでも飲酒運転になります。

■飲酒運転の罰則

違反種別	呼気 1 ½ 中の アルコール 濃度	点数	処分内容 (前 歴無しの場合)	罰則
酒酔い運転		25 点	運転免許の 取り消し(欠 格期間2年)	3 年以下の懲役 または 50 万円 以下の罰金
酒気帯び運転	0.25 mg以上	13 点	運転免許の 停止 (90 日間)	1 年以下の懲役 または 30 万円 以下の罰金
	0.15 mg以上 0.25 mg未満	6 点	運転免許の 停止 (30 日間)	

※処分は一例です。

●自転車のルールの徹底とマナーを向上しよう!

最近、自転車利用者の交通ルール違反やマナ 一の悪さが目立っています。自転車は道路交通 法上では、車両の一種になります。ルールを守 らない悪質な違反者に対してはそれぞれ罰則が あります。利用者は交通事故に遭わないように、 また歩行者に優しい安全運転に心がけましょう。

自転車は車道を通行しなければい けません。その際は、車道の左側に 寄って通行しましょう。

ただし、自転車の歩道通行可の標 識がある区間では、自転車も歩道を 通行することができますが、次のル ールを守って運転しなければいけま せん。



①歩道の中央から車道寄りを徐行して進行する。 ②歩行者の通行の妨げとならないようにする。

■自転車の主な禁止行為

違反種別	罰則		
酒酔い運転	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金		
信号無視	3 カ月以下の懲役または		
一時不停止	5 万円以下の罰金		
夜間無灯火	5 万円以下の罰金		
二人乗り※	 2 万円以下の罰金または		
並進運転	科料		





※16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児を補助イスなど を設けて乗せる場合は可能です。

『歩道は歩行者が優先』です。 マナーをもって安全運転を心がけましょう。